

付帯メニュー一定義書

【eemo 割】

令和2年7月1日実施

湘南電力株式会社

目次

1. 実施期日	3
2. 定義	3
3. 適用条件	3
4. 割引内容	3
5. 日割計算時の基本料金	4
6. 適用期間	4
7. 適用廃止	4
8. eemo 割の定義書の変更及び廃止	4

付帯メニュー定義書【eemo 割】（以下「eemo 割の定義書」といいます。）は、当社の電気をご契約いただいているお客様向けに当社の電気需給約款（低圧）（以下「電気需給約款」といいます）、電気料金メニュー定義書（以下「電気料金メニュー定義書」）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱を定めたものです。

1. 実施期日

eemo 割の定義書は、令和 2 年 7 月 1 日より実施、適用します。

2. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、eemo 割の定義書においても同様の意味で使用します。

なお、eemo 割（以下、「本割引」）は、当社が、「小田原市 EV を活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業」の協定を締結している株式会社 REXEV が提供する eemo カーシェアリングサービスとの協業サービスとなります。

3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、本割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であること。
- ② お客さまが選択した当社の電気料金メニューが湘南のでんき電灯 B、湘南のでんき電灯 C、湘南のガスとでんき電灯 B、湘南のガスとでんき電灯 C に該当すること。
- ③ 動力をご使用のお客様向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。
- ④ 「本割引」を開始する時点でお客さまが、株式会社 REXEV の提供する eemo カーシェアリングサービスにおいて「いつも使いプラン」の会員であること、もしくは株式会社 REXEV と EV ステーションの賃貸借契約を行っている需要場所において湘南のでんきの契約者であること。

4. 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金（1 ヶ月の間全く電気を使用しないときには、基本料金が半額となる電気料金メニューで、該当条件に該当する場合にはその半額）から毎月 275 円（消費税等相当額を含みますが、消費税率が改正された場合は、改定以降の消費税率にもとづき清算します。）を割引します。

以後、割引後の金額を基本料金と読み替えます。ただし、本割引を適用した時の基本

料金がマイナスになる場合は、基本料金はゼロ円とします。

5. 日割計算時の基本料金

電気需給約款 2 2（日割計算）にもとづき基本料金を日割にて計算します。

6. 適用期間

- (1) 本割引の適用開始日は、原則として本割引が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。
- (2) 本割引の適用期間は、(1) に定める適用開始日から本割引が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7. 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本割引の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款 3 4（電気需給契約の廃止）または、3 7（解約等）による解約日
- (2) (1) 以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日
なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1) で定める解約日

8. eemo 割の定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本割引の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (3) 当社は、本割引の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (4) 当社は、本割引の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（この需給約款等の変更）(4) および (5)、(6) に準じます。